

協定区域	北区菖蒲が丘3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1998年12月9日 更新 2019年11月22日
	面積	10,649.71 m ²		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2019年11月22日～2039年11月21日(20年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のア、イに該当する場合はこの限りではない。
- ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
- イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
- (2) 建築物の用途は個人専用住宅とする。ただし、兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3）及び公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4）で第7条に定める運営委員会の承認を得たものについてはこの限りでない。
- (3) 建築物は1区画1戸建てとする。ただし、第7条に定める運営委員会の承認を得たものは、2区画以上の区画を1区画として建築物を建築することができる。
- (4) 敷地の区画を分割する場合は第7条に定める運営委員会の承認を必要とする。ただし、その分割により150平方メートル未満となる区画が生じる場合は、区画の分割はできないものとする。
- (5) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この建築協定の締結以降は変更してはならない。ただし建築物の基礎工事のための整地又は第7条に定める運営委員会の承認を受けた必要最小限の変更はこの限りではない。
- (6) 離れ家その他これに類する附属建物は、生計を一にする世帯又はこれに準ずる世帯が営む生活のために、別棟で建築物を建築することができる、
- (7) 営業用の物置は、建築し、又は設置してはならない。
- (8) 道路に面する塀その他これに類するものは、コンクリートブロック造としてはならない。
- (9) 広告、営業用の看板及び掲示板その他これらに類するものを外壁に設置してはならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

90

北神星和台第8地区



90 北神星和台第8地区建築協定

位置図

